

(参考資料)

参考資料 1	地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会運営要綱	72
参考資料 2	第 29 次地方制度調査会答申（概要版）（抄）	74
参考資料 3	第 29 次地方制度調査会答申（抜粋）	75
参考資料 4	共同処理の活用状況	77
参考資料 5	地方自治法の関係条文（事務の共同処理関係）	81
参考資料 6	個別法における機関等の共同設置に関する規定	96
参考資料 7	自治体クラウドの概要	97
参考資料 8	機関等の共同設置解消団体へのアンケート結果	99
参考資料 9	消防通信指令事務協議会へのアンケート結果	99
参考資料 10	税務課職員数の推移	100
参考資料 11	監査委員事務局の設置状況	100
参考資料 12	「一部事務組合」の課題への対応について	101
参考資料 13	2 団体で構成されている一部事務組合	102
参考資料 14	同一の構成団体で複数の一部事務組合を構成しているケース	112
参考資料 15	「一部事務組合」から「事務の委託」への移行の例 (佐賀県唐津市・玄海町)	121
参考資料 16	複数の「一部事務組合」を整理統合した事例	121
参考資料 17	「事務の委託」の課題への対応について	122

地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会 運営要綱

1. 趣旨

市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これにふさわしい十分な権限と行財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる能力を有することが求められている。

今後の事務処理のあり方を考えた場合、市町村の多様性を前提に、各市町村が自らの課題に適切に対処できるようにしていく必要がある、その際の選択肢の一つとして共同処理方式による広域連携が考えられるが、地方公共団体のニーズを踏まえながら、その仕組みが一層活用される方策を検討し、自治体組織の強化・効率化を図ることが重要である。

このため、事務の共同処理の現状と課題を分析し、今後のあるべき姿や更なる活用方策について有識者等を交え検討を行う研究会を開催する。

2. 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3. 研究内容

研究会における研究内容は、次のとおりとする。

- (1) 事務局等の共同設置制度の創設による自治体組織の強化・効率化について
- (2) 既存の広域行政制度の課題と今後の方向性について
- (3) その他自治体経営マネジメントを向上させるための方策について

4. 構成

- (1) 研究会は、別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 研究会に、座長 1 人及び座長代理 1 名を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。
- (5) 研究会に、幹事を置く。幹事は別紙のとおりとする。

5. 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。

6. 雑則

- (1) 総務省自治行政局行政体制整備室に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会名簿
(敬称略 50音順)

(構 成 員)

座 長 辻 琢 也 (一橋大学大学院法学研究科教授)
磯 部 哲 (獨協大学法学部准教授)
入 江 容 子 (愛知大学法学部准教授)
甲 斐 朋 香 (松山大学法学部准教授)
勝賀瀬 淳 (高知県総務部分権広域行政課長)
高 田 修 (飯田市総務部財政課長)
土 山 希美枝 (龍谷大学法学部准教授)
出 口 裕 明 (神奈川大学法学部教授)
東 方 俊一郎 (石川県代表監査委員)
村 上 孝 浩 (志木市企画部秘書広報課長)

(幹 事)

総務省自治行政局行政課長
総務省自治行政局市町村課長
総務省自治行政局合併推進課長
総務省自治行政局公務員部公務員課長
事務局長 総務省自治行政局行政体制整備室長

第29次地方制度調査会答申の概要(抄)

参考資料2

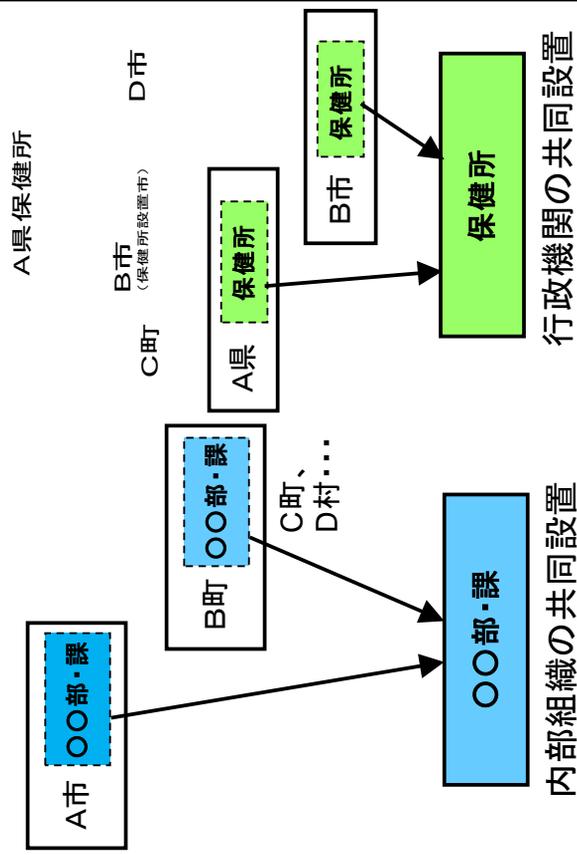
(H21.6.16)

平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末まで一区切り

市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村が、これらの中から最も適した仕組みを自ら選択。

① 現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要。

② 内部組織・行政機関等の共同設置



③ 小規模市町村に対する方策

市町村合併や広域連携などの方法によって必要な行政サービスを安定的に提供することが困難と考えられる小規模市町村があれば、その選択により、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することも考えられる。こうした方策について、関係者と十分な意見調整を図りつつ、多角的に検討することが必要。

<第 29 次地方制度調査会答申（H21.6.16）>

今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（抜粋）

2 これからの基礎自治体のあり方

(1) 今後の基礎自治体像

第 27 次地方制度調査会答申においては、「今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある」とされている。

近年、市町村への権限移譲が進展し、また、法令により市町村に新たな事務が位置付けられるなど、市町村の役割が一層重要なものとなっていることを踏まえれば、上記の答申で示された基礎自治体の姿は、今後も妥当するものと考えられる。

平成 11 年以来推進されてきた市町村合併により、多くの合併市町村において行財政基盤が強化されており、我が国の市町村は、全体として見た場合には、このような基礎自治体の姿に近づいたものと考えられる。

一方で、それぞれの市町村について個別に見た場合には、市町村合併の進捗状況によって人口規模に大きな差が生じるなど、市町村の状況は多様なものとなっており、基礎自治体に求められる十分な組織や職員の配置などの事務処理体制や財政基盤を有していない市町村も見られるところである。

(3) 事務処理方策に関する基本的な考え方

現在、市町村が置かれている状況や課題は多様であり、今後の市町村における事務処理のあり方を考えるに当たっては、このような市町村の多様性を前提にして、それぞれの市町村が自らの置かれた現状や今後の動向を踏まえた上で、その課題に適切に対処できるようにする必要がある。

このため、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式に

よる周辺市町村間での広域連携や都道府県による補完などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすべきである。

なお、これらの地方自治制度上の仕組みに加え、中心市と周辺市町村が締結する協定に基づく市町村間の新たな連携の取組としての定住自立圏構想をはじめとする地域活性化施策を積極的に活用することで、それぞれの市町村が基礎自治体としての役割を適切に果たすことが求められる。

3 今後の対応方策

(2) 広域連携の積極的な活用を促すための方策

市町村間又は市町村と都道府県との間で広域に連携することにより、事務をより適切かつ効率的に処理するため、従来から、地方自治法においては、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託など、多様な事務の共同処理の仕組みが設けられている。このような事務の共同処理の仕組みが一層活用されるよう、地方公共団体のニーズを踏まえた制度の見直しを行う必要がある。

すなわち、事務の委託については、基本的には事務権限が委託団体から受託団体に移動する仕組みとなっているため、事務を委託しようとする団体が制度の活用に躊躇するとの指摘もある。このため、委託団体が事務処理の状況を把握し、受託団体に対して意見を提出しやすくなるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

また、機関等の共同設置については、現行の機関及び職員の共同設置に加え、効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、内部組織、事務局及び行政機関についても共同設置が進められるよう、制度改正を含めた検討を行うことが適当である。

<共同処理の活用状況>

「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（H20.7.1 現在）」の概要

総務省自治行政局市町村課

1 調査の趣旨

総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、従来から隔年で調査を実施してきた。

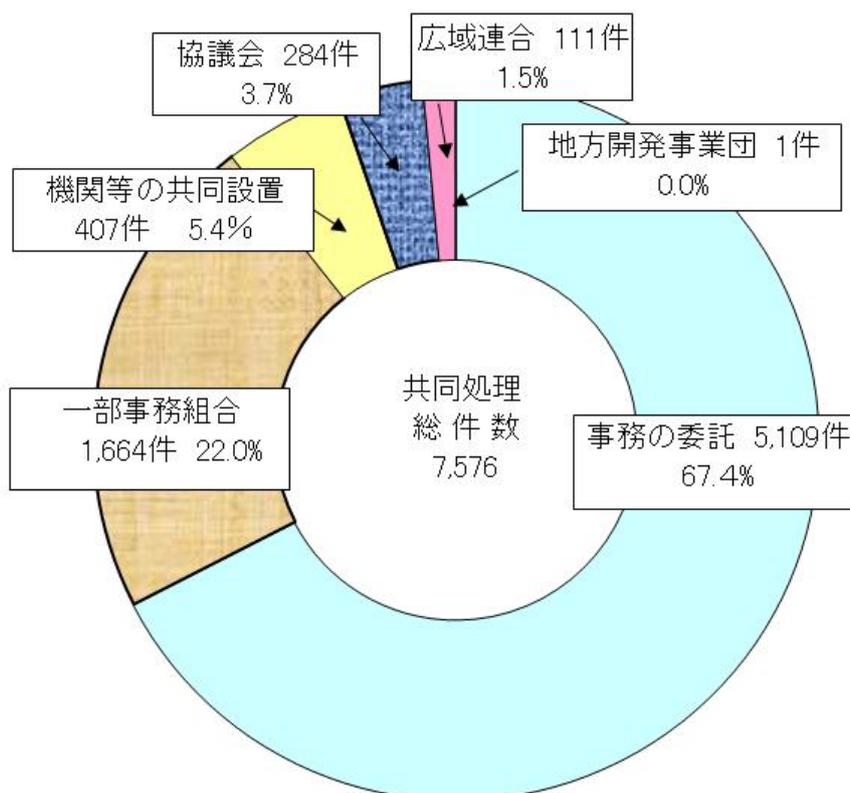
平成20年度においても、平成20年7月1日現在における協議会、機関又は吏員等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の方式による事務の共同処理の状況について調査し、その結果をとりまとめた。

なお、全部事務組合については昭和32年以降、役場事務組合については、昭和35年以降存在していないので、調査の対象から除いている。

2 調査結果の概要

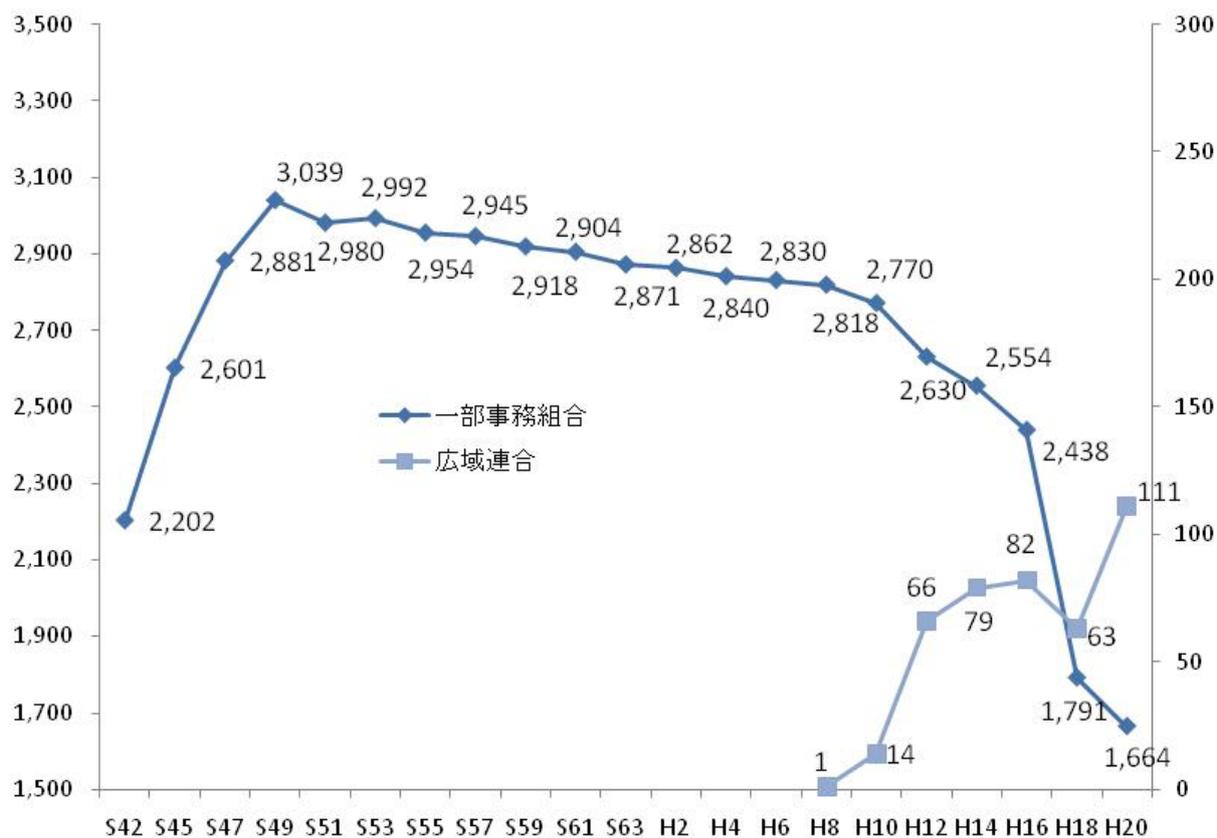
- (1) 共同処理している総件数は7,576件、関係団体は延べ21,563団体。
- (2) 処理方式では、事務の委託の5,109件が全体の67.4%を占め、これに次いで多いのは、一部事務組合の1,664件（22.0%）延べ10,861団体、機関員等の共同設置の407件（5.4%）延べ1,796団体である。（図1）

図1 共同処理の方式別割合



- (3) 事務の委託における事務の種類別の割合では、公平委員会が1,297件で全体の22.9%と最も多く、以下、住民票写しの交付の936件(18.3%)、競艇の838件(16.4%)等の順となっている。
- (4) 一部事務組合では、ごみ処理が442件(設置件数の25.4%)、し尿処理386件(23.2%)、消防297件(17.8%)等の順となっている。
- (5) 一部事務組合の設置件数は、1,664件で、前回調査時点から127件減少となっている。
 (図2) 一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には3,039組合に達したが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少している。これは、主に昭和49年の地方自治法の一部改正によるいわゆる複合的一部事務組合の制定や、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため、平成7年6月15日に創設された広域連合制度に既存の一部事務組合が統合等されたためと考えられる。また、前回調査時点(平成18年7月1日)からの減少は、市町村合併に伴う一部事務組合の解散と事務の効率化・合理化を目的とした統廃合が主な要因である。

図2 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



- (6) 広域連合の設置件数は、平成18年度末に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設立されたこともあり111件で、前回調査時点から48件の増加となっている。

共同処理別構成団体の状況（H20. 7. 1現在）

(設置数)

構成団体別 共同処理方式	2以上の都道府県にわたるもの			1都道府県内のもの		都道府県 と 市町村間 B+D	市町村相互 C+E	計 A+B+C+D+E	前回(H18) 調査結果	増 減 (H20)-(H18)
	都道府県相互 A	都道府県と 市町村間 B	市町村相互 C	都道府県と 市町村間 D	市町村相互 E					
1 協議会	1	4	1	5	273	9	274	284	281	3
2 機関等の共同設置			1	1	405	1	406	407	404	3
3 事務の委託	33	57	829	1,662	2,528	1,719	3,357	5,109	5,036	73
4 一部事務組合	2		15	39	1,608	39	1,623	1,664	1,791	-127
5 広域連合				3	108	3	108	111	63	48
6 地方開発事業団				1		1		1	1	
計	36	61	846	1,711	4,922	1,772	5,768	7,576	7,576	
構成比(%)	0.48%	0.81%	11.17%	22.58%	64.97%	23.39%	76.14%	-		

事務の種類別共同処理の状況（H20.7.1現在）

(事務件数)

事務の種類	1 協議会		2 機関等の共同設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計	
	18年度	20年度	18年度	20年度	18年度	20年度	18年度	20年度	18年度	20年度	18年度	20年度	18年度	20年度
1 地域開発計画	120	122	2		1	1	195	181	36	36			352	340
2 総合開発計画	1	1					2	1			1	1	4	3
3 第1次産業振興	12	15	3		108	103	199	189	5	4			324	311
4 第2次産業振興					1	1	13	14	1	1	1	1	16	17
5 第3次産業振興	1	2	1	1	13	10	31	32	8	7			53	52
6 輸送施設	3	2	-1		44	46	22	24	4	4			73	76
7 国土保全	3	3			1	1	4	3	2	2			10	9
8 厚生福祉	12	16	4	258	207	245	604	596	105	160			1,186	1,279
9 環境衛生	19	20	1	2	504	539	1,313	1,259	59	61			1,897	1,882
10 教育	93	87	-6	20	250	227	180	167	8	8			551	507
11 住宅					11	11	5	5					16	16
12 都市計画	3	3		1	2	4	25	23	2	1			33	32
13 防災	3	8	5	4	342	357	842	803	45	52			1,236	1,222
14 その他	51	52	1	123	3,552	3,564	420	409	35	44			4,181	4,195
総計	321	331	10	408	5,036	5,109	3,855	3,706	310	380	2	2	9,932	9,941
				5	73		70						9	

<地方自治法の関係条文(事務の共同処理関係)>

地方自治法（抄）

I 「協議会」関係

（協議会の設置）

- 第二百五十二条の二** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の組織）

- 第二百五十二条の三** 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。
- 2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。
- 3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

（協議会の規約）

- 第二百五十二条の四** 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

（協議会の事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

II 「機関等の共同設置」関係

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称
- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
- 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合にはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合にはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

(職員等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 前五条の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

Ⅲ 「事務の委託」関係

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

IV 「一部事務組合」関係

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

第二百八十五条 市町村及び特別区の仕事に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 一部事務組合の名称

二 一部事務組合を組織する地方公共団体

三 一部事務組合の共同処理する事務

四 一部事務組合の事務所の位置

五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法

七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事)その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の

長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の三 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮つてこれを決定しなければならない。

3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

V 「広域連合」関係

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。

(規約等)

第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 広域連合の名称

二 広域連合を組織する地方公共団体

三 広域連合の区域

四 広域連合の処理する事務

五 広域連合の作成する広域計画の項目

六 広域連合の事務所の位置

七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

九 広域連合の経費の支弁の方法

2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条

第七項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 第二編第五章(第八十五条を除く。)及び第二百五十二条の三十九(第十四項を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章(第七十四条第一項を除く。)の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(第五項前段において「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもって、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
- 5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項から第八項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通

地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第七項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法 中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。
- 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

（広域計画）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第二条第四項（第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）の基本構想及び他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにしなければならない。
- 3 広域連合は、広域計画を作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ、公表するとともに、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の規定による提出があつた場合においては、直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 5 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。この場合においては、第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようしなければならない。
- 8 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり

又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 9 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

- 2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

- 2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

(解散)

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

- 4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

＜個別法における機関等の共同設置に関する規定＞

障害者自立支援法（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

（市町村審査会）

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

（共同設置の支援）

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第二百二十三号）

（介護認定審査会）

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（共同設置の支援）

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）

（市町村の教育行政の体制の整備及び充実）

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

1 クラウドコンピューティングとは

一般に、ASP・SaaS技術、グリッドコンピューティング(※)、仮想化技術(※)等を用いて構築された情報システムを、利用者対価を支払った上でインターネットを通じてサービスとして利用するという利用形態を指す。

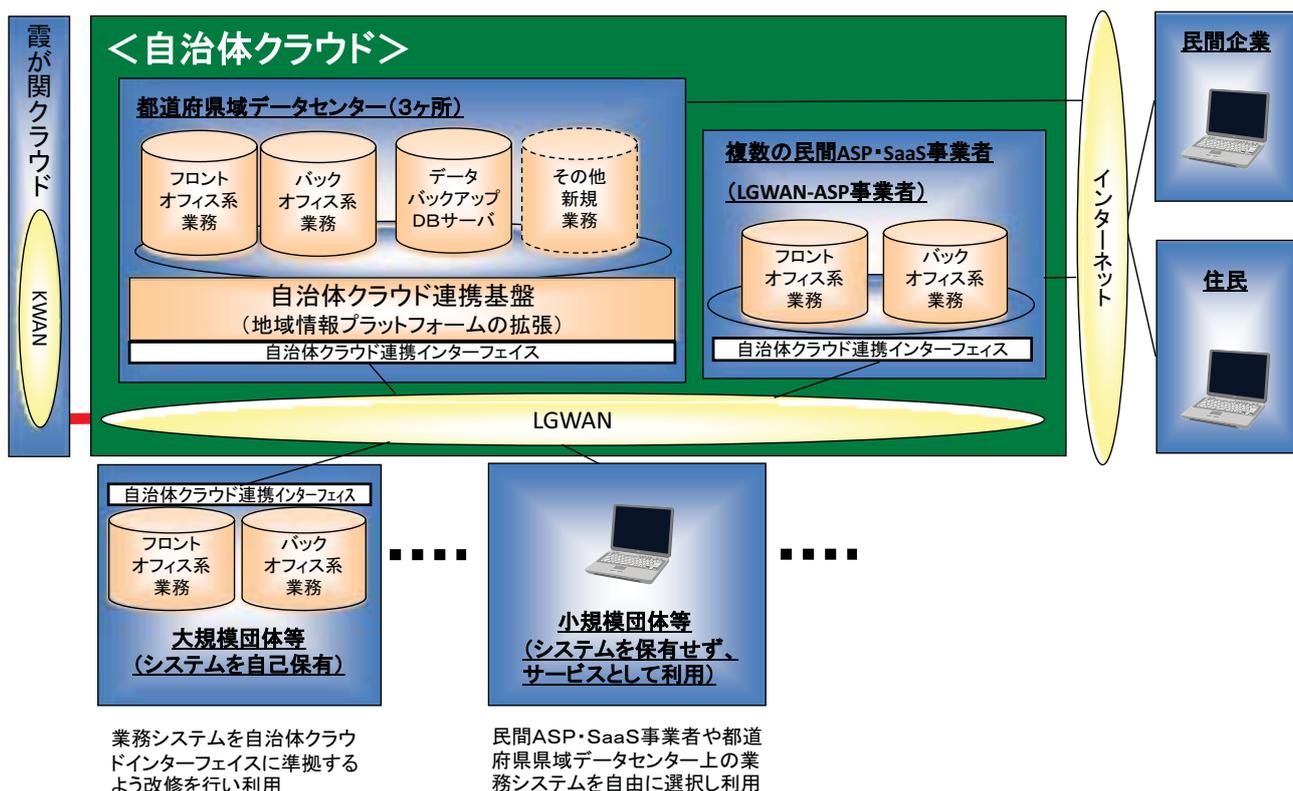
現在、地方公共団体の情報システムにおいては、ハードウェア、ソフトウェア及びデータを自ら保有・管理している場合が多いが、クラウドコンピューティングの利用形態を導入することにより、自ら保有・管理をすることが困難な小規模団体等においても情報化の推進が可能となる。

※グリッドコンピューティング・・・複数のコンピュータを接続することで情報処理量の増減に柔軟に対応する技術
 ※仮想化技術・・・1台のコンピュータ上に論理的に複数の業務アプリケーションを稼働させる技術

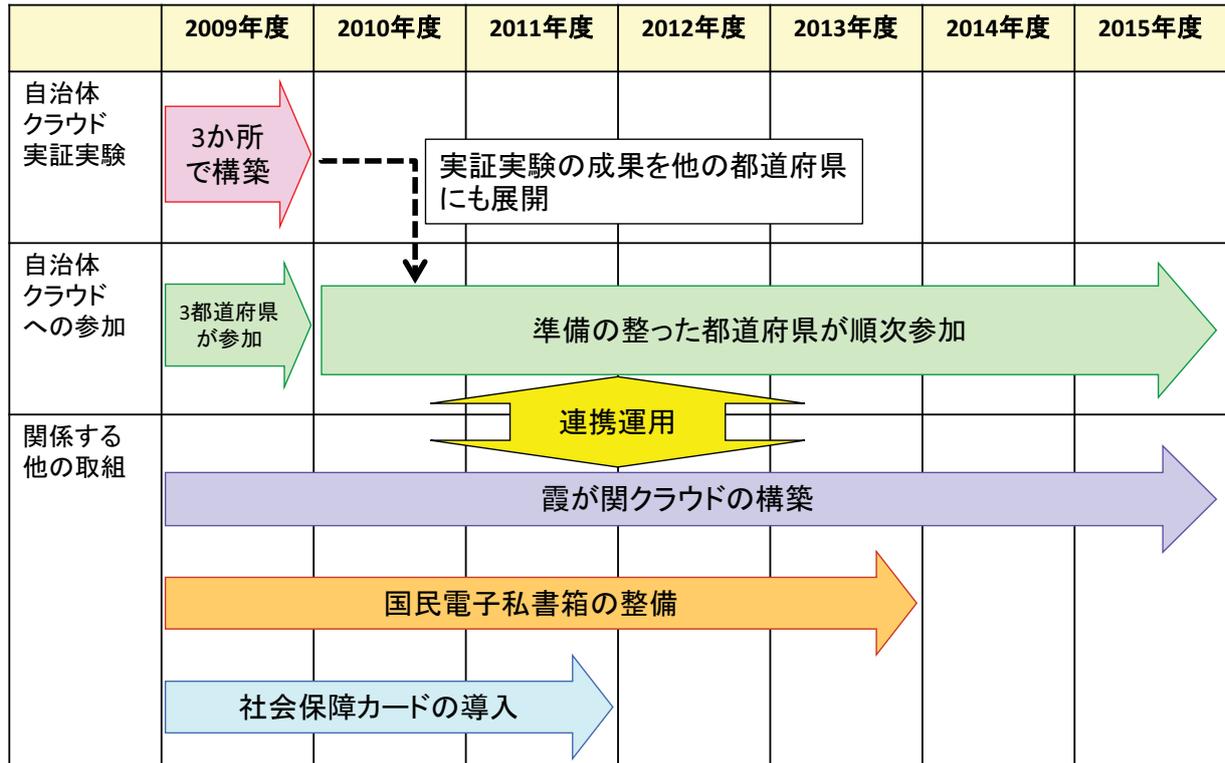
2 自治体クラウドの仕組み

- ① 総合行政ネットワーク(LGWAN)上にデータセンターをバランスよく配置、構築(3か所)。
- ② 各データセンターにおいて民間ASP・SaaS事業者のサービスも組み合わせて共同利用用の各種業務システムを構築し、小規模団体等をはじめとした各市町村等に対し、当該業務システムをサービスとして提供する。(大規模団体等においては、自治体クラウドの標準インターフェースに準拠した上で、業務システムを自ら保有することも想定。)
- ③ 各市町村等は、総合行政ネットワーク(LGWAN)に接続するだけで様々な業務システムの利用を自由に選択し、低廉に利用。
- ④ 各データセンターに高性能なハードウェアを装備するのではなく、グリッドコンピューティングを活用することによって、各データセンターの機能が相互に連携した分散・並列型の効率的なネットワークを構築する。

自治体クラウドの仕組み(イメージ図)



自治体クラウド構築に向けたロードマップ



機関等の共同設置解消団体へのアンケート結果
(平成14年7月～20年7月において解消した事例※市町村合併が理由のものを除く)

参考資料8

共同設置機関等	構成団体数	①なぜ共同設置を解消したのか。	②解消後は、どのような形態で事務を処理しているか。
社会教育主事	3町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・町教育委員会に社会教育主事を1名置き、事務を行っている。 など
社会教育主事	6町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・町単独で社会教育主事を設置し、事務を処理している。 ・派遣社会教育主事が担当していた事務については、事務分掌を見直して処理している。 ・町でも社会教育主事の資格を持っている職員が数名いるので、できるだけ今後の生涯学習のまちづくりに関わっていただけるように配慮している。 など
社会教育主事	4町 (滋賀県)	県の派遣社会教育主事の制度が廃止されたため。	・共同設置解消後は、関係各町においてその業務を実施しているが、市町合併や財政的な観点から一部事業を縮小するなどし、事務を遂行している。 ・町職員、臨時職員または嘱託職員により補充し、事務処理を進めている。 など
指導主事	4町 (奈良県)	県の制度廃止に伴い、共同設置を解消した。	・町単独で学校教育指導主事を配置している。県教育委員会から、「小中学校教育アドバイザーチーム」として、直接、各学校へ経営診断・指導助言等による教育支援がなされている。 など
指導主事	3町 (滋賀県)	県の制度廃止に伴い、共同設置を解消した。	・町単独設置の学校教育指導員(嘱託職員)が事務処理をしている。 など
指導主事	5町3村 (和歌山県)	県の機構改革で地方教育事務所が廃止となり、各町村で個別に対応することになった。(一部合併により解消)	・新たに4町による指導主事共同設置をし、指導主事2名で4町の事務を処理している。 ・合併後の教育委員会において指導主事7名を配置し、教育課程、学習指導その他学校・園教育に関する専門的事項の指導を行っている。 ・合併後、指導主事を町単独設置した。 など
指導主事	4町1村 (和歌山県)	県教育委員会の機構改革により、地方教育事務所が廃止されたことに伴い、共同設置を解消した。(一部合併により解消)	・各町村で指導主事を設置し、事務を行っている。 ・平成18・19年度は、市町村充指導主事1名、町負担指導主事を1名配置、平成20年度は市町村充指導主事1名、町負担指導主事2名を配置した。平成21年度からは、町負担指導主事3名を配置し、業務にあたっている。 ・編入合併先の指導主事に一元化し、事務を行っている。 など

(機関等の共同設置を選択しなかった事例)

参考資料9

消防通信指令事務協議会へのアンケート結果

協議会名称	構成団体数	①協議会を設置する際に、機関等の共同設置の可能性についても検討したか？	②①で検討した場合、協議会方式を選択した理由は何か？	③現在協議会方式により運営するに当たって、課題等はあるか？
A協議会	2市2町 (石川県)	協議会形式の他に、機関等の共同設置及び事務の委託を検討した。	当時、先行して共同処理を行っていた団体に問い合わせたところ、すべて協議会方式であったため。	協議会設置から1年半程度であり、特になし。
B協議会	3市2町 (静岡県)	協議会形式の他に、機関等の共同設置及び事務の委託を検討した。	・共同設置における職員の身分取り扱いについては、複数の消防長の指揮下に置かれることから、役割・責任の所在等が不明確になる恐れがある。 ・事務委託方式は、指令管制業務を別の地方公共団体が行うこととなり、指揮・判断のみを他の団体に委ねることは、消防組織上なじまない。 以上のことから協議会方式を選択。	・管轄区域の拡大に伴い司令室員の地理情報の習得が必要。 ・指令業務の運営上、構成市町の業務を統一する必要があり、調整が必要となる。 ・経費分担が複雑となり事務量が多くなる。
C協議会	3市 (愛知県)	検討した	各市の自主性、地域性を生かせるほか、消防責任の所在が明確であることから、計画早期から協議会方式を選択	特になし
D協議会	2市 (三重県)	機関等の共同設置は前例がないこと、身分の取り扱い等について検討時間が足りなかったことから、検討は具体的にしていなかった。協議会方式は、全国で3事例目ということで、助言を受けることができた方式であり安心感があるとともに、当時の各市の処遇について考えると、派遣元の市の身分を兼ねた方がよいと判断した。	-	補助金要綱において、補助金の対象から「協議会」が除かれているため、補助金の受け皿になれず、補助金の手続きが煩雑である。
E協議会	1市1町 (兵庫県)	検討していない	-	特になし

税務課職員数の推移

参考資料10

税務部門の共同処理の効果については、市町村合併のケースが参考になると考えられることから、合併市町村における合併前後の税務部門の職員数状況、機構の変遷を調査

<ケース①> 滋賀県高島市(マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町)

《合併後の取組》

- **人件費の削減、効率化**
税務部門職員34人(H16)
→24人(H20)(29.4%減)
- **体制、専門性を強化**
《H18の一年度のみ滞納整理室を設け、24人を配置し、集中して処理》

《税務部門職員数の状況》

【滋賀県】	人口(人)	税務部門職員数(人)					税務部門職員減少率
		H16	H17	H18	H19	H20	
高島市	53,950	34 (6町合計)	22	35	28	24	△ 29.4%
(マキノ町)	6,210	6	H17.1.1 新設合併				
(今津町)	13,921	8					
(朽木村)	2,625	2					
(安曇川町)	14,489	7					
(高島町)	7,138	4					
(新旭町)	11,068	7					

※調査時点は、毎年4月1日
※人口については、合併後はH17国調、合併前はH12国調

<ケース②> 愛知県清須市(西枇杷島町、清洲町、新川町)

《合併後の取組》

- **人件費の削減、効率化**
税務部門職員29人(H16)
→20人(H20)(31.0%減)
- **新市においては、税務課に加え、収納率の向上、事務の効率化を図るため収納課を新設**

《税務部門職員数の状況》

【愛知県】	人口(人)	税務部門職員数(人)				税務部門職員減少率
		H17	H18	H19	H20	
清須市	55,038	29 (3町合計)	20	19	20	△ 31.0%
(西枇杷島町)	17,215	10	H17.7.7 新設合併			
(清洲町)	19,122	10				
(新川町)	18,556	9				

※調査時点は、毎年4月1日
※人口については、合併後はH17国調、合併前はH12国調

【参考】合併市町村の税務部門職員数を合併前後において比較(例として、北海道の全合併市町村を調査)

※総務省「地方公共団体定員管理調査」のデータより、合併前の職員数(構成市町村合計)と平成20年4月1日現在の職員数の比較(合併から約2年~3年半経過)
20団体中14団体(70%)において税務部門の職員数が減少

監査委員事務局の設置状況

参考資料11

○監査委員事務局の設置状況

19年4月現在 総務省調べ

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	その他市区	町村	合計
事務局設置団体数	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	44 (100.0%)	692 (97.6%)	335 (32.8%)	1,170 (62.4%)
一団体当たり平均定員数	23.6	25.3	10.3	7.7	3.4	0.6	2.8

○人口規模別の事務局定数(埼玉県内市町村の例)

	団体数	事務局設置数	事務局の平均定員数	定員の最小~最大
100万人~	1市	1	19人	-
30万人~	4市	4	8.8人	8~9人
20万人~	4市	4	6人	4~8人
10万人~	10市	10	3.8人	3~5人
5万人~	21市	21	3人	1~6人
3万人~	11町	4(36.4%)	0.8人	0~3人
1万人~	16町	4(25.0%)	0.5人	0~3人
~1万人	2町1村	1(33.3%)	0.3人	0~1人

- ・ 市では、全ての団体で専任の事務局を設置
- ・ 町村では、比較的人口規模の大きな3万人以上の団体でも事務局を置いていない団体が多い(事務局設置は11町のうち4町のみ)
- ・ 事務局設置団体について見ると、ばらつきは大きいものの、5万人以上では3人程度の専任職員を有している団体が多い(21市のうち13市)

※現在、監査委員の共同設置を含め、監査事務を共同処理している例はない。

「一部事務組合」の課題への対応について

- 一部事務組合については、「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題が指摘されているところである。
- 「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(平成20年7月1日現在)によると、以下のような状況が見られる。

①2団体で構成される一部事務組合  592組合 (別紙1参照)

②同一の構成団体で一部事務組合を複数構成している  467組合 (別紙2参照)

市町村合併により、このような一部事務組合が増加したことも考えられるが、

- 構成団体の少ない組合については、処理する事務によっては、法人格のないより簡便な方法である「事務の委託」や「機関等の共同設置」への移行など、より効率的な処理方式を検討していくことも考えられるのではないか。
- 上記②のような組合についても、整理を検討する必要があるのではないか。

2 団体で構成されている一部事務組合
(平成20年7月1日現在)

参考資料13

都道府県	名 称	構成団体名
北海道	苫小牧港管理組合	北海道、苫小牧市
	南渡島青少年指導センター組合	北斗市・七飯町
	山越郡衛生処理組合	八雲町・長万部町
	南渡島衛生施設組合	北斗市・七飯町
	北部檜山衛生センター組合	せたな町・今金町
	長幌上水道企業団	長沼町、南幌町
	奈井江、浦臼町学校給食組合	奈井江町、浦臼町
	岩見沢地区消防事務組合	岩見沢市、月形町
	月新水道企業団	月形町、新篠津村
	上川南部消防事務組合	上富良野町、中富良野町
	留萌消防組合	留萌市・小平町
	利尻郡清掃施設組合	利尻町、利尻富士町
	利尻郡学校給食組合	利尻町、利尻富士町
	利尻島国民健康保険病院組合	利尻町、利尻富士町
	両湧別町学校給食組合	上湧別町・湧別町
	美幌・津別広域事務組合	美幌町・津別町
	網走地区消防組合	網走市・大空町
	伊達、壮瞥学校給食組合	伊達市、壮瞥町
	安平・厚真行政事務組合	厚真町、安平町
	日高中部消防組合	新冠町・新ひだか町
	日高中部衛生施設組合	新冠町・新ひだか町
日高西部消防組合	日高町・平取町	
北十勝2町環境衛生処理組合	士幌町、上士幌町	
川上郡衛生処理組合	標茶町、弟子屈町	
釧路白糠工業用水道企業団	釧路市、白糠町	
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合	八戸市、階上町
	中部上北広域事業組合	七戸町、東北町
	公立金木病院組合	五所川原市、中泊町
	西海岸衛生処理組合	鱒ヶ沢町・深浦町
	黒石地区消防事務組合	黒石市・田舎館村
	鱒ヶ沢地区消防事務組合	鱒ヶ沢町・深浦町
	久吉ダム水道企業団	平川市、大鰐町
	岩手県	陸前高田市及び大船渡市営林組合
大船渡地区消防組合		大船渡市、住田町
岩手・玉山環境組合		岩手町、盛岡市
大船渡地区環境衛生組合		大船渡市、住田町
釜石大槌地区行政事務組合		釜石市、大槌町
北上地区消防組合		北上市、西和賀町
奥州金ヶ崎行政事務組合		奥州市、金ヶ崎町
盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合		矢巾町、盛岡市
宮城県	亘理地区行政事務組合	亘理町、山元町
	大衡村外一町牛野ダム管理組合	大衡村、大和町
	石巻地方広域水道企業団	石巻市、東松島市
	気仙沼地方衛生処理組合	気仙沼市、本吉町
	加美郡保健医療福祉行政事務組合	色麻町、加美町
秋田県	北秋田市上小阿仁村病院組合	北秋田市、上小阿仁村
	井川町・潟上市共有財産管理組合	井川町、潟上市
	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	北秋田市、上小阿仁村
	大仙美郷環境事業組合	大仙市・美郷町
	本荘由利広域市町村圏組合	由利本荘市、にかほ市
	鹿角広域行政組合	鹿角市・小坂町
	男鹿地区衛生処理一部事務組合	男鹿市、潟上市
	大仙美郷介護福祉組合	大仙市・美郷町
	八郎潟町・井川町衛生処理施設組合	八郎潟町、井川町
山形県	月山水道企業団	鶴岡市、三川町
	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市、大石田町
福島県	川俣方部衛生処理組合	川俣町・福島市

都道府県	名 称	構成団体名
	福島県伊達郡国見町・桑折町有北山組合	国見町、桑折町
	伊達市国見町大枝小学校組合	伊達市、国見町
	田島・下郷衛生組合	南会津町・下郷町
	相馬方部衛生組合	相馬市・新地町
	西部環境衛生組合	只見町・南会津町
茨城県	高萩市・日立市事務組合	高萩市・日立市
	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市・那珂市
	清水丘診療所事務組合	坂東市・古河市
	湖北水道企業団	石岡市・小美玉市
	江戸崎地方衛生土木組合	稲敷市・美浦村
	県西総合病院組合	桜川市・筑西市
	鹿島南部地区消防事務組合	鹿嶋市・神栖市
	笠間・水戸環境組合	笠間市・水戸市
	茨城美野里環境組合	茨城町・小美玉市
	霞台厚生施設組合	石岡市・小美玉市
	鹿島地方事務組合	鹿嶋市・神栖市
	取手地方広域下水道組合	取手市・つくばみらい市
	日立・高萩広域下水道組合	日立市・高萩市
	高萩・北茨城広域工業用水道企業団	高萩市・北茨城市
	城北地方広域事務組合	常陸大宮市・城里町
	ひたちなか・東海広域事務組合	ひたちなか市・東海村
	常総・下妻学校給食組合	常総市・下妻市
牛久市・阿見町斎場組合	牛久市・阿見町	
栃木県	黒磯那須共同火葬場組合	那須塩原市、那須町
	大田原地区広域消防組合	大田原市、那須塩原市
	黒磯那須消防組合	那須塩原市、那須町
	真岡・二宮地区清掃事務組合	真岡市、二宮町
	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市、那珂川町
	佐野地区広域消防組合	佐野市、岩舟町
	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合	那須塩原市、那須町
	宇都宮西中核工業団地事務組合	西方町、鹿沼市
	宇都宮市街地開発組合	栃木県、宇都宮市
群馬県	前橋工業団地造成組合	群馬県、前橋市
	高崎工業団地造成組合	群馬県、高崎市
	藤岡市・高崎市ガス企業団	高崎市、藤岡市
	桐生地域医療組合	桐生市、みどり市
	富岡甘楽衛生施設組合	富岡市、甘楽町
	甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田町、南牧村
	高崎市等広域市町村圏振興整備組合	高崎市、安中市
	利根東部衛生施設組合	沼田市、片品村
	富岡地域医療事務組合	富岡市、甘楽町
	下仁田南牧医療事務組合	下仁田町、南牧村
	埼玉県	蓮田市白岡町衛生組合
久喜宮代衛生組合		久喜市、宮代町
栗橋・鷺宮衛生組合		栗橋町、鷺宮町
加須市、騎西町衛生施設組合		加須市、騎西町
入間西部衛生組合		入間市、日高市
蕨戸田衛生センター組合		蕨市、戸田市
本庄上里学校給食組合		本庄市、上里町
越谷・松伏水道企業団		越谷市、松伏町
桶川北本水道企業団		桶川市、北本市
坂戸、鶴ヶ島水道企業団		坂戸市、鶴ヶ島市
坂戸、鶴ヶ島下水道組合		坂戸市、鶴ヶ島市
彩北広域清掃組合		行田市、鴻巣市
大利根町北川辺町衛生施設組合		大利根町、北川辺町
吉川松伏消防組合		吉川市、松伏町
坂戸・鶴ヶ島消防組合		坂戸市、鶴ヶ島市
川越地区消防組合		川越市、川島町
埼玉県浦和競馬組合		埼玉県、さいたま市
栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合		栗橋町、大利根町

都道府県	名 称	構成団体名
	騎西鴻巣学校給食センター組合	騎西町、鴻巣市
	妻沼南河原環境施設組合	熊谷市、行田市
	皆野・長瀬上下水道組合	皆野町、長瀬町
千葉県	三芳水道企業団	館山市、南房総市
	長門川水道企業団	本埜村、栄町
	浦安市市川市病院組合	市川市、浦安市
	香取市東庄町病院組合	香取市、東庄町
	鋸南地区環境衛生組合	南房総市、鋸南町
	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町
	香取市東庄町清掃組合	香取市、東庄町
	布施学校組合	いすみ市、御宿町
	館山市及び南房総市学校給食組合	館山市、南房総市
	鴨川市南房総市環境衛生組合	鴨川市、南房総市
	匝瑳市横芝光町消防組合	匝瑳市、横芝光町
	君津富津広域下水道組合	君津市、富津市
	八匝水道企業団	匝瑳市、横芝光町
東京都	ふじみ衛生組合	三鷹市・調布市
	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅市、羽村市
	羽村・瑞穂地区学校給食組合	羽村市・瑞穂町
神奈川県	秦野市伊勢原市環境衛生組合	秦野市、伊勢原市
	湯河原町真鶴町衛生組合	真鶴町、湯河原町
	足柄西部清掃組合	山北町、開成町
	神奈川県川崎競馬組合	神奈川県、川崎市
新潟県	小千谷地域広域事務組合	小千谷市、川口町
	新潟県中越衛生処理組合	三条市、燕市
	寺泊老人ホーム組合	長岡市・出雲崎町
	新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	三条市、燕市
	加茂市・田上町消防衛生組合	加茂市、田上町
	燕・弥彦総合事務組合	燕市・弥彦村
	豊栄郷清掃施設処理組合	新潟市、聖籠町
	十日町地域広域事務組合	十日町市、津南町
	上越地域消防事務組合	上越市、妙高市
	新井頸南広域行政組合	妙高市、上越市
	上越地域水道用水供給企業団	妙高市、上越市
	阿賀北広域組合	新潟市、阿賀野市
富山県	黒東合口用水組合	入善町、朝日町
	下山用水組合	入善町、朝日町
	小矢部川中流水害予防組合	高岡市、小矢部市
	砺波広域圏事務組合	砺波市、南砺市
石川県	子浦川水防事務組合	羽咋市、宝達志水町
	長曾川水防事務組合	羽咋市、中能登町
	輪島市穴水町環境衛生施設組合	輪島市、穴水町
	能美広域事務組合	能美市、川北町
	七尾鹿島広域圏事務組合	七尾市、中能登町
	白山石川広域事務組合	白山市、野々市町
	小松加賀環境衛生事務組合	小松市、加賀市
	能美介護認定事務組合	能美市、川北町
	奥能登クリーン組合	珠洲市、能登町
福井県	武生三国モーターボート競走施行組合	越前市、坂井市
	三国あわら斎苑組合	あわら市、坂井市
	美浜・三方環境衛生組合	美浜町、若狭町
	嶺北消防組合	あわら市、坂井市
	鯖江・丹生消防組合	鯖江市、越前町
	大野・勝山地区広域行政事務組合	大野市、勝山市
	坂井地区水道用水事務組合	あわら市、坂井市
	坂井地区環境衛生組合	あわら市、坂井市
	勝山・永平寺衛生管理組合	勝山市、永平寺町
	五領川公共下水道事務組合	坂井市、永平寺町
	こしの国広域事務組合	福井市、永平寺町
山梨県	大明神山恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市

都道府県	名 称	構成団体名
	柿坂外四山恩賜県有財産保護組合	甲府市 甲斐市
	大阪山外三山恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市
	第一奥仙丈山恩賜県有財産保護組合	甲府市 甲斐市
	御勅使川入旧三十六ヶ村入会山恩賜県有財産保護組合	韮崎市 南アルプス市
	甲府市・中央市中学校組合	甲府市 中央市
	釈迦堂遺跡博物館組合	笛吹市 甲州市
	滑沢山恩賜県有財産保護組合	山梨市 甲州市
	牛奥山恩賜県有財産保護組合	山梨市 甲州市
	神峰山恩賜県有財産保護組合	山梨市 笛吹市
	八幡山恩賜県有財産保護組合	山梨市 笛吹市
	北奥千丈外二山恩賜県有財産保護組合	甲府市 山梨市
	金峰前山恩賜県有財産保護組合	甲府市 山梨市
	深沢山恩賜県有財産保護組合	山梨市 甲州市
	京戸入会恩賜県有財産保護組合	笛吹市 甲州市
	新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合	甲府市 笛吹市
	西日向外三山恩賜県有財産保護組合	中央市 市川三郷町
	切坂山恩賜県有財産保護組合	市川三郷町 身延町
	大畠山外七字恩賜県有財産保護組合	中央市 市川三郷町
	土山恩賜県有財産保護組合	南アルプス市 増穂町
	奥仙重外二字山恩賜県有財産保護組合	南アルプス市 増穂町
	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	身延町 早川町
	下来澤恩賜県有財産保護組合	韮崎市 北杜市
	御座石山恩賜県有財産保護組合	韮崎市 北杜市
	大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合	韮崎市 北杜市
	御座石恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市
	老別当恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市
	第一御座石前山恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市
	下広河原恩賜県有財産保護組合	韮崎市 甲斐市
	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合	韮崎市 北杜市
	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合	富士吉田市 富士河口湖町
	大旅外二恩賜県有財産保護組合	都留市 大月市
	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	鳴沢村 富士河口湖町
	奥山外四恩賜県有財産保護組合	都留市 大月市
	野脇恩賜県有財産保護組合	都留市 大月市
	深桂恩賜県有財産保護組合	都留市 大月市
	大月都留広域事務組合	都留市 大月市
	河口湖南中学校組合	鳴沢村 富士河口湖町
	青木が原衛生センター	鳴沢村 富士河口湖町
	東部地域広域水道企業団	大月市 上野原市
山梨県	釜無山外三字恩賜県有財産保護組合	北杜市 長野県富士見町
長野県	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合	北杜市 長野県富士見町
長野県	佐久平環境衛生組合	佐久市、佐久穂町
	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	佐久市、軽井沢町
	上田市東御市真田共有財産組合	上田市、東御市
	上田市長和町中学校組合	上田市、長和町
	青木村及び上田市共有財産組合	上田市、青木村
	依田窪医療福祉事務組合	上田市、長和町
	諏訪市・茅野市衛生施設組合	諏訪市、茅野市
	南諏衛生施設組合	富士見町、原村
	白樺湖下水道組合	茅野市、立科町
	辰野町塩尻市小学校組合	塩尻市、辰野町
	両小野国保病院組合	塩尻市、辰野町
	東筑摩郡筑北保健衛生施設組合	麻績村、筑北村
	麻績村筑北村学校組合	麻績村、筑北村
	安曇野・松本行政事務組合	松本市、安曇野市
	安曇野市外一市山林組合	松本市、安曇野市
	塩尻市辰野町中学校組合	塩尻市、辰野町
	塩尻・朝日衛生施設組合	塩尻市、朝日村
	池田松川施設組合	池田町、松川村
	白馬山麓環境施設組合	白馬村、小谷村

都道府県	名 称	構成団体名
	葛尾組合	千曲市、坂城町
	六ヶ郷用水組合	千曲市、坂城町
	犀峡衛生施設組合	長野市、信州新町
	西部衛生施設組合	中条村、小川村
	北部衛生施設組合	信濃町、飯綱町
	長野市戸隠祖山林野組合	長野市、中条村
	千曲坂城消防組合	千曲市、坂城町
	岳南広域消防組合	中野市、山ノ内町
岐阜県	瑞穂市・神戸町水道組合	瑞穂市、神戸町
	揖斐郡養基小学校養基保育所組合	池田町・揖斐川町
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合	大垣市・安八町
	可児市・御嵩町中学校組合	可児市・御嵩町
	椋原谷林野組合	揖斐川町、池田町
	足打谷林野組合	揖斐川町、池田町
	不破消防組合	垂井町、関ヶ原町
	美濃加茂市富加町中学校組合	美濃加茂市、富加町
	本巣消防事務組合	本巣市、北方町
	揖斐郡消防組合	揖斐川町、大野町
	岐北衛生施設利用組合	山県市・関市
	中濃消防組合	関市、美濃市
	土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合	土岐市・瑞浪市
古川国府給食センター利用組合	飛騨市・高山市	
静岡県	浜名湖競艇企業団	浜松市 新居町
	牧之原市菊川市学校組合	牧之原市、菊川市
	大井上水道企業団	島田市、牧之原市
	三島函南広域行政組合	三島市、函南町
	牧之原市御前崎市広域施設組合	牧之原市、御前崎市
	御殿場市・小山町広域行政組合	御殿場市、小山町
	東河環境センター	東伊豆町、河津町
	南豆衛生プラント組合	下田市、南伊豆町
	川根地区広域施設組合	川根本町、島田市
	富士宮市芝川町厚生施設組合	富士宮市、芝川町
	西豆衛生プラント組合	松崎町、西伊豆町
	裾野、長泉清掃施設組合	裾野市、長泉町
	伊豆市沼津市衛生施設組合	伊豆市、沼津市
	富士宮市芝川町用水組合	富士宮市、芝川町
	田貫湖貯水・大倉川防災ダム管理組合	富士宮市、芝川町
	岳南排水路管理組合	富士市、富士宮市
	御前崎市牧之原市学校組合	御前崎市、牧之原市
	袋井市森町広域行政組合	袋井市、森町
	西伊豆広域消防組合	西伊豆町、松崎町
	富士宮市芝川町消防組合	富士宮市、芝川町
	東遠地区聖苑組合	掛川市、菊川市
	吉田町牧之原市広域施設組合	吉田町、牧之原市
	桃沢少年自然の家組合	長泉町、清水町
	焼津・大井川学校給食組合	焼津市、大井川町
	湖西市・新居町広域施設組合	湖西市、新居町
	榛原総合病院組合	牧之原市、吉田町
	掛川市・菊川市衛生施設組合	掛川市、菊川市
愛知県	名古屋港管理組合	愛知県、名古屋市
	名古屋競輪組合	愛知県、名古屋市
	岡崎市額田郡模範造林組合	岡崎市、幸田町
	衣浦衛生組合	碧南市、高浜市
	常滑武豊衛生組合	常滑市、武豊町
	蒲郡市幸田町衛生組合	蒲郡市、幸田町
	豊川宝飯衛生組合	豊川市、小坂井町
	逢妻衛生処理組合	豊田市、知立市
	西知多厚生組合	東海市、知多市
	小牧岩倉衛生組合	小牧市、岩倉市
	知多南部衛生組合	美浜町、南知多町

都道府県	名 称	構成団体名
	尾張旭市長久手町衛生組合	尾張旭市、長久手町
	刈谷知立環境組合	刈谷市、知立市
	北名古屋水道企業団	北名古屋市、豊山町
	半田常滑看護専門学校管理組合	半田市、常滑市
	丹羽広域事務組合	大口町、扶桑町
	北名古屋衛生組合	北名古屋市、豊山町
	海部南部消防組合	弥富市、飛島村
	瀬戸旭看護専門学校組合	瀬戸市、尾張旭市
	日東衛生組合	日進市、東郷町
	知多南部消防組合	南知多町、美浜町
	春日井小牧看護専門学校管理組合	春日井市、小牧市
三重県	四日市港管理組合	三重県、四日市市
	三重県多気郡多気町松阪市学校組合	松阪市、多気町
	多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合	大台町、大紀町
	多気学校給食センター管理組合	多気町、三重県多気郡多気町松阪市学校組合
	朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター	朝日町、川越町
	奥伊勢広域行政組合	大台町、大紀町
	菊狭間環境整備施設組合	明和町、玉城町
	伊賀市・名張市広域行政事務組合	伊賀市、名張市
	伊賀南部環境衛生組合	名張市、伊賀市
	三重紀北消防組合	尾鷲市、紀北町
	志摩広域消防組合	志摩市、南伊勢町
	荷坂やすらぎ苑組合	大紀町、紀北町
滋賀県	公立甲賀病院組合	甲賀市、湖南市
	彦根市、米原市山林組合	彦根市、米原市
	彦根市、米原市造林組合	彦根市、米原市
	甲賀広域行政組合	甲賀市、湖南市
	愛知郡広域行政組合	東近江市、愛荘町
	守山野洲行政事務組合	守山市、野洲市
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	宮津市、与謝野町
	加茂笠置組合	木津川市、笠置町
	相楽郡笠置町南山城村中学校組合	笠置町、南山城村
	亀岡市及び南丹市財産区組合	亀岡市、南丹市
	船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
	相楽郡西部塵埃処理組合	木津川市、精華町
大阪府	恩智川水防事務組合	八尾市、東大阪市
	堺市高石市消防組合	堺市、高石市
	守口市門真市消防組合	守口市、門真市
	枚方寝屋川消防組合	枚方市、寝屋川市
	八尾市柏原市火葬場組合	八尾市、柏原市
	泉大津市、和泉市墓地組合	泉大津市、和泉市
	高石市、泉大津市墓地組合	高石市、泉大津市
	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市、伊丹市
	泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市、田尻町
	東大阪都市清掃施設組合	東大阪市、大東市
	四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市、交野市
	岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市、貝塚市
	泉南清掃事務組合	泉南市、阪南市
	豊中市箕面市養護老人ホーム組合	豊中市、箕面市
	藤井寺市柏原市学校給食組合	柏原市、藤井寺市
	東大阪市・大東市清掃センター	大東市、東大阪市
	豊能郡環境施設組合	豊能町、能勢町
	阪南岬消防組合	阪南市、岬町
兵庫県	揖龍保健衛生施設事務組合	たつの市、太子町
	公立豊岡病院組合	豊岡市、朝来市
	洲本市・南あわじ市山林事務組合	洲本市、南あわじ市
	南あわじ市・洲本市小中学校組合	洲本市、南あわじ市
	兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合	佐用町、宍粟市
	公立八鹿病院組合	養父市、香美町
	淡路市・洲本市広域事務組合	淡路市、洲本市

都道府県	名 称	構成団体名
	洲本市・南あわじ市衛生事務組合	洲本市、南あわじ市
	加古郡衛生事務組合	稲美町、播磨町
	南但広域行政事務組合	養父市、朝来市
	西播磨水道企業団	相生市、たつの市
	穴栗環境事務組合	穴栗市、姫路市
	西脇多可行政事務組合	西脇市、多可町
	美方郡広域事務組合	香美町、新温泉町
	中播北部行政事務組合	神河町、市川町
	姫路福崎斎苑施設事務組合	姫路市、福崎町
	小野加東環境施設事務組合	小野市、加東市
	揖龍地区農業共済事務組合	たつの市、太子町
	くれさか環境事務組合	姫路市、福崎町
	小野加東広域事務組合	小野市、加東市
	奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合
奥山組合		奈良市、宇陀市
青葉山組合		宇陀市、山添村
神野山組合		奈良市、山添村
上下北山衛生一部事務組合		上北山村、下北山村
香芝・王寺環境施設組合		香芝市、王寺町
山辺環境衛生組合		奈良市、山添村
曾爾御杖行政一部事務組合		曾爾村、御杖村
香芝・広陵消防組合	香芝市、広陵町	
和歌山県	国民健康保険野上厚生病院組合	海南市、紀美野町
	那賀児童福祉施設組合	紀の川市、岩出市
	那賀老人福祉施設組合	紀の川市、岩出市
	公立那賀病院経営事務組合	紀の川市、岩出市
	那賀広域事務組合	紀の川市、岩出市
	那賀衛生環境整備組合	紀の川市、岩出市
	有田衛生施設事務組合	湯浅町、広川町
	御坊市日高川町中学校組合	御坊市、日高川町
	串本町古座川町衛生施設事務組合	串本町、古座川町
	大辺路衛生施設組合	すさみ町、白浜町
	那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合	那智勝浦町、太地町
	上大中清掃施設組合	田辺市、上富田町
	海南海草老人福祉施設事務組合	海南市、紀美野町
	那賀消防組合	紀の川市、岩出市
	那賀休日急患診療所経営事務組合	紀の川市、岩出市
	田辺市周辺衛生施設組合	田辺市、みなべ町
	海南海草環境衛生施設組合	海南市、紀美野町
	湯浅広川消防組合	湯浅町、広川町
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	米子市、日吉津村
	南部町・伯耆町清掃施設管理組合	南部町、伯耆町
鳥取県 島根県	境港管理組合	鳥取県、島根県
	玉井斎場管理組合	境港市、松江市
島根県	松江市東出雲町山林組合	松江市、東出雲町
	斐川宍道水道企業団	松江市、斐川町
	鹿足郡環境衛生組合	津和野町、吉賀町
	鹿足郡養護老人ホーム組合	津和野町、吉賀町
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合	浜田市、江津市
	鹿足郡不燃物処理組合	津和野町、吉賀町
	雲南市・飯南町事務組合	雲南市、飯南町
	浜田地区広域行政組合	浜田市、江津市
岡山県	八ヶ郷合同用水組合	倉敷市、早島町
	高梁川東西用水組合	倉敷市、早島町
	竹川組合	倉敷市・浅口市
	大正池水利組合	岡山市、総社市
	六ヶ郷組合	倉敷市・岡山市
	四ヶ郷組合	倉敷市・岡山市
	西一郷半組合	倉敷市・岡山市
	三ヶ村組合	倉敷市・岡山市

都道府県	名 称	構成団体名	
	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合	笠岡市・矢掛町	
	備南水道企業団	倉敷市、早島町	
	神崎衛生施設組合	岡山市、瀬戸内市	
	倉敷西部清掃施設組合	倉敷市・浅口市	
	岡山市久米南町国民健康保険病院組合	岡山市、久米南町	
	岡山市久米南町衛生施設組合	岡山市、久米南町	
	岡山県中部環境施設組合	真庭市、美咲町	
	岡山県井原地区清掃施設組合	井原市・矢掛町	
	御津・加茂川環境施設組合	岡山市・吉備中央町	
	総社広域環境施設組合	総社市、倉敷市	
	井原地区消防組合	井原市・矢掛町	
	東備消防組合	備前市 和気町	
	美作養護老人ホーム組合	美作市・西粟倉村	
	柵原吉井特別養護老人ホーム組合	美咲町、赤磐市	
	高梁地域事務組合	高梁市 吉備中央町	
	真庭広域市町村圏事務組合	真庭市、新庄村	
	広島県	山県郡町村税等滞納整理組合	安芸太田町、北広島町
世羅中央病院企業団		三原市、世羅町	
山県郡西部衛生組合		安芸太田町、北広島町	
竹原波方間自動車航送船組合		竹原市、愛媛県今治市	
宮島競艇施行組合		廿日市市、大竹市	
備北地区消防組合		三次市、庄原市	
三原広域市町村圏事務組合		三原市、世羅町	
世羅三原斎場組合		三原市、世羅町	
芸北広域環境施設組合		安芸高田市、北広島町	
広島中部台地土地改良施設管理組合		三原市、世羅町	
山口県	周南地区福祉施設組合	周南市、下松市	
	養護老人ホーム秋楽園組合	山口市、美祢市	
	養護老人ホーム長生園組合	山陽小野田市、宇部市	
	玖珂地方老人福祉施設組合	岩国市、和木町	
	豊浦大津環境浄化組合	下関市、長門市	
	玖西環境衛生組合	岩国市、周南市	
	美祢市萩市競艇組合	美祢市、萩市	
	田布施・平生水道企業団	田布施町、平生町	
	熊南総合事務組合	田布施町、平生町	
	岩国地区消防組合	岩国市、和木町	
	周南東部環境施設組合	下松市、光市	
	宇部・阿知須公共下水道組合	宇部市、山口市	
徳島県	西阿老人ホーム組合	美馬市、つるぎ町	
	老人ホーム福寿荘組合	阿南市、那賀町	
	美馬西部共立火葬場組合	美馬市、つるぎ町	
	吉野川環境整備組合	美馬市、つるぎ町	
	阿北火葬場管理組合	吉野川市、阿波市	
	美馬環境整備組合	美馬市、つるぎ町	
	三好東部火葬場管理組合	三好市、東みよし町	
	美馬西部消防組合	美馬市、つるぎ町	
	美馬西部学校給食センター組合	美馬市、つるぎ町	
	美馬西部青少年育成センター組合	美馬市、つるぎ町	
	美馬西部特別養護老人ホーム組合	美馬市、つるぎ町	
	板野東部青少年補導センター組合	松茂町、北島町	
	美馬地区広域行政組合	美馬市、つるぎ町	
	阿北特別養護老人ホーム組合	吉野川市、阿波市	
	板野西部消防組合	板野町、上板町	
	美馬食肉センター組合	美馬市、つるぎ町	
	名西消防組合	石井町、神山町	
	那賀川北岸地域湛水防除施設組合	小松島市、阿南市	
	香川県	伝法川防災溜池事業組合	土庄町、小豆島町
		三豊総合病院組合	観音寺市、三豊市
土庄町小豆島町環境衛生組合		土庄町、小豆島町	
三観衛生組合		観音寺市、三豊市	

都道府県	名 称	構成団体名
	香川県三豊市観音寺市学校組合	観音寺市、三豊市
	仲多度南部消防組合	琴平町、まんのう町
	大川広域行政組合	さぬき市、東かがわ市
	さぬき市・三木町県行造林組合	さぬき市、三木町
	さぬき市・三木町山林組合	さぬき市、三木町
	三観広域行政組合	観音寺市、三豊市
	小豆地区広域行政事務組合	土庄町、小豆島町
	坂出、宇多津広域行政事務組合	坂出市、宇多津町
	三木・長尾葬斎組合	さぬき市、三木町
愛媛県	松山市、東温市共有山林組合	松山市、東温市
	伊予市松前町共立衛生組合	伊予市・松前町
	大洲市・内子町山林管理組合	大洲市・内子町
	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合	宿毛市・愛南町
	伊予地区ごみ処理施設管理組合	伊予市・松前町
	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	大洲市・内子町
	大洲地区内子運動公園事務組合	大洲市・内子町
	津島水道企業団	宇和島市・愛南町
	大洲地区広域消防事務組合	大洲市・内子町
高知県	林道桐見川白石川線等管理組合	越知町・仁淀川町
	香南香美衛生組合	香南市・香美市
	香南香美老人ホーム組合	香南市・香美市
	日高村佐川町学校組合	日高村・佐川町
	高知県競馬組合	高知県・高知市
	幡多中央環境施設組合	四万十市・黒潮町
	津野山広域事務組合	津野町・橋原町
	芸東衛生組合	室戸市・東洋町
	仁淀消防組合	いの町・日高村
	幡多中央消防組合	四万十市・黒潮町
	高幡西部特別養護老人ホーム組合	四万十町・中土佐町
	仁淀川中央清掃事務組合	いの町・日高村
	高知県・高知市病院企業団	高知県・高知市
	本山町土佐町中学校組合	本山町・土佐町
福岡県	糟屋郡粕屋町外1市水利組合	福岡市、粕屋町
	直方市・北九州市岡森用水組合	北九州市、直方市
	柳川市みやま土木組合	柳川市、みやま市
	山の井用水組合	八女市、筑後市
	堀川水利組合	中間市、水巻町
	船小屋温泉振興組合	筑後市、みやま市
	吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町、上毛町
	浮羽老人ホーム組合	久留米市、うきは市
	東山老人ホーム組合	柳川市、みやま市
	大川柳川衛生組合	柳川市、大川市
	うきは久留米環境施設組合	久留米市、うきは市
	飯塚市・桂川町衛生施設組合	飯塚市、桂川町
	吉富町外一市中学校組合	豊前市、吉富町
	中間市行橋市競艇組合	行橋市、中間市
	筑紫野太宰府消防組合	筑紫野市、太宰府市
	小郡市・筑前町衛生施設組合	小郡市、筑前町
	宗像地区事務組合	宗像市、福津市
	春日那珂川水道企業団	春日市、那珂川町
	行橋市・みやこ町清掃施設組合	行橋市、みやこ町
	大野城太宰府環境施設組合	大野城市、太宰府市
	粕屋北部消防組合	古賀市、新宮町、
	有明広域葬斎施設組合	柳川市、みやま市
	春日大野城衛生施設組合	春日市、大野城市
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町、志免町
福岡県 熊本県	大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・熊本県荒尾市
佐賀県	天山地区共同塵芥処理場組合	小城市・佐賀市
	佐賀県競馬組合	佐賀県・鳥栖市

都道府県	名 称	構成団体名
	有田磁石場組合	伊万里市・有田町
	伊万里・有田地区医療福祉組合	伊万里市、有田町
	伊万里・有田地区衛生組合	伊万里市、有田町
	三養基西部葬祭組合	みやき町・上峰町
長崎県	南高北部環境衛生組合	雲仙市・島原市
	鹿町・江迎給食衛生一部事務組合	鹿町町・江迎町
	外海地区衛生施設組合	長崎市、西海市
	県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合	雲仙市・諫早市
	南高北東部環境衛生組合	雲仙市・島原市
	雲仙・南島原保健組合	雲仙市 南島原市
	北松北部環境組合	平戸市・松浦市
長崎県 熊本県	有明海自動車航送船組合	長崎県・熊本県
熊本県	荒尾競馬組合	熊本県・荒尾市
	玉名市玉東町病院組合	玉名市・玉東町
	菊池養生園保健組合	菊池市・合志市
	小国町外一ヶ町公立病院組合	小国町・南小国町
	大津菊陽水道企業団	大津町・菊陽町
	矢護川地区簡易水道組合	菊池市・大津町
	大津町西原村原野組合	大津町 西原村
	益城町及び御船町中小学校組合	御船町・益城町
	氷川町及び八代市中学校組合	八代市、氷川町
	上天草衛生施設組合	上天草市、天草市
	御船町甲佐町衛生施設組合	御船町・甲佐町
	山鹿植木広域行政事務組合	山鹿市・植木町
	八代広域行政事務組合	八代市、氷川町
	八代生活環境事務組合	八代市、氷川町
	高遊原南消防組合	益城町 西原村
大分県	由布大分環境衛生組合	大分市、由布市
	杵築速見環境浄化組合	杵築市、日出町
	杵築速見消防組合	杵築市、日出町
	玖珠九重行政事務組合	九重町、玖珠町
宮崎県	国民健康保険中部病院組合	日南市、南郷町
	高鍋・木城衛生組合	高鍋町、木城町
	川南・都農衛生組合	川南町、都農町
鹿児島県	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	いちき串木野市、日置市
	沖永良部バス企業団	和泊町、知名町
	大口伊佐衛生管理組合	大口市、菱刈町
	指宿地区消防組合	指宿市、南九州市
	指宿広域市町村圏組合	指宿市、南九州市
	南大隅衛生管理組合	錦江町、南大隅町
	中南衛生管理組合	中種子町、南種子町
	阿久根地区消防組合	阿久根市、長島町
	沖永良部衛生管理組合	和泊町、知名町
	曾於南部厚生事務組合	志布志市、大崎町
	種子島地区広域事務組合	西之表市、中種子町
	公立種子島病院組合	中種子町、南種子町
沖縄県	南部水道企業団	八重瀬町・南風原町
	糸満市・豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市
	本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町 今帰仁村
	本部町今帰仁村消防組合	本部町 今帰仁村
	島尻消防、清掃組合	南城市、八重瀬町
	中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村
	中城北中城消防組合	中城村、北中城村
	中部北環境施設組合	恩納村、うるま市
	沖縄県離島医療組合	沖縄県 久米島町
	那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町

同一の構成団体で複数の一部事務組合を構成しているケース
(平成20年7月1日現在)

※塗りつぶしは地方公営企業等である

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
北海道	日高東部衛生組合	3	浦河町・様似町・えりも町
	日高東部消防組合	3	
	十勝環境複合事務組合	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	十勝圏複合事務組合	19	
	釧路公立大学事務組合	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	釧路広域市町村圏事務組合	8	
	北後志衛生施設組合	5	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	北後志消防組合	5	
	斜里郡3町終末処理事業組合	3	斜里町・清里町・小清水町
	斜里地区消防組合	3	
	胆振西部衛生組合	4	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
	西胆振消防組合	4	
	根室北部衛生組合	3	中標津町 標津町 羅臼町
	中標津町外2町葬斎組合	3	
	大雪消防組合	3	東神楽町、東川町、美瑛町
	大雪清掃組合	3	
	大雪葬斎組合	3	
	北空知衛生センター組合	6	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町
	深川地区消防組合	6	
	富良野地区環境衛生組合	5	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	富良野広域串内草地組合	5	
	紋別地区消防組合	5	紋別市・滝上町・興部町・西興部村・雄武町
	西紋別地区環境衛生施設組合	5	
	利尻郡清掃施設組合	2	利尻町、利尻富士町
	利尻郡学校給食組合	2	
	利尻島国民健康保険病院組合	2	
	日高中部消防組合	2	新冠町・新ひだか町
	日高中部衛生施設組合	2	
	日高地区交通災害共済組合	7	日高町・平取町・新冠町・浦河町・様似町・えりも町・新ひだか町
	日高管内地方税滞納整理機構	7	
	南渡島青少年指導センター組合	2	北斗市・七飯町
	南渡島衛生施設組合	2	
	青森県	西海岸衛生処理組合	2
鱒ヶ沢地区消防事務組合		2	
三戸地区環境整備事務組合		3	三戸町、田子町、南部町
三戸地区塵芥処理事務組合		3	
岩手県	大船渡地区消防組合	2	大船渡市、住田町
	大船渡地区環境衛生組合	2	
宮城県	塩釜地区消防事務組合	5	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
	塩釜地区環境組合	5	
秋田県	北秋田市上小阿仁村病院組合	2	北秋田市、上小阿仁村
	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	2	
	大仙美郷環境事業組合	2	大仙市・美郷町
	大仙美郷介護福祉組合	2	
山形県	山形県消防補償等組合	35	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町
	山形県自治会館管理組合	35	

都道府県	名 称	構成団体数	構成団体名	
茨城県	湖北水道企業団	2	石岡市・小美玉市	
	霞台厚生施設組合	2		
	鹿島南部地区消防事務組合	2	鹿嶋市・神栖市	
	鹿島地方事務組合	2		
	茨城県市町村総合事務組合	44	全市町村	
	茨城租税債権管理機構	44		
栃木県	黒磯那須共同火葬場組合	2	那須塩原市、那須町	
	黒磯那須消防組合	2		
	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合	2		
群馬県	甘楽西部環境衛生施設組合	2	下仁田町、南牧村	
	下仁田南牧医療事務組合	2		
	邑楽館林医療事務組合	6	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
	館林邑楽農業共済事業組合	6		
	富岡甘楽衛生施設組合	2	富岡市、甘楽町	
	富岡地域医療事務組合	2		
	西吾妻衛生施設組合	4	長野原町、嬭恋村、草津町、六合村	
	西吾妻福祉病院組合	4		
	多野藤岡医療事務市町村組合	4		
	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	4	藤岡市、吉井町、上野村、神流町	
埼玉県	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	2	坂戸市、鶴ヶ島市	
	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	2		
	坂戸・鶴ヶ島消防組合	2		
	入間東部地区衛生組合	3		
	入間東部地区消防組合	3		
千葉県	国保国吉病院組合	3	いすみ市、大多喜町、御宿町	
	夷隅環境衛生組合	3		
	香取市東庄町病院組合	2	香取市、東庄町	
	香取市東庄町清掃組合	2		
	君津中央病院企業団	4	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
	君津郡市広域市町村圏事務組合	4		
	匝瑳市横芝光町消防組合	2		
	八匝水道企業団	2	匝瑳市、横芝光町	
	三芳水道企業団	2	館山市、南房総市	
	館山市及び南房総市学校給食組合	2		
東京都	特別区人事・厚生事務組合	23	千代田区/中央区/港区/新宿区/文京区/台東区/墨田区/江東区/品川区/目黒区/大田区/世田谷区/渋谷区/中野区/杉並区/豊島区/北区/荒川区/板橋区/練馬区/足立区/葛飾区/江戸川区	
	特別区競馬組合	23		
	東京二十三区清掃一部事務組合	23		
	阿伎留病院組合	3		
	西秋川衛生組合	3		あきる野市・日の出町・檜原村
	秋川流域斎場組合	3		
神奈川県	小田原市外二ヶ市町組合	3	小田原市、南足柄市、大井町	
	南足柄市外二ヶ市町組合	3		
	足柄上衛生組合	6	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	
	足柄消防組合	6		
	南足柄市外二ヶ町組合	3	南足柄市、山北町、開成町	
	南足柄市・山北町・開成町一部事務組合	3		
新潟県	新潟県中越衛生処理組合	2	三条市、燕市	
	新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	2		
	新井頸南広域行政組合	2	妙高市、上越市	
	上越地域水道用水供給企業団	2		
富山県	庄川左岸水害予防組合	3	高岡市、射水市、砺波市	
	庄川右岸水害予防組合	3		
	三郷利田用水市町村組合	3	富山市、立山町、舟橋村	
	常願寺川右岸水防市町村組合	3		
	黒東合口用水組合	2	入善町、朝日町	
	下山用水組合	2		

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
石川県	河北郡市広域事務組合	3	かほく市、津幡町、内灘町
	河北郡市斎場施設組合	3	
	能美広域事務組合	2	能美市、川北町
	能美介護認定事務組合	2	
	手取川流域環境衛生事業組合	3	白山市、能美市、川北町
	手取郷広域事務組合	3	
福井県	三国あわら斎苑組合	2	あわら市、坂井市
	嶺北消防組合	2	
	坂井地区水道用水事務組合	2	
	坂井地区環境衛生組合	2	
	福井県丹南広域組合	5	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
	公立丹南病院組合	5	
山梨県	柿坂外四山恩賜県有財産保護組合	2	甲府市 甲斐市
	第一奥仙丈山恩賜県有財産保護組合	2	
	金峰前山恩賜県有財産保護組合	2	甲府市 山梨市
	北奥千丈外二山恩賜県有財産保護組合	2	
	西日向外三山恩賜県有財産保護組合	2	中央市 市川三郷町
	大畠山外七字恩賜県有財産保護組合	2	
	大旅外二恩賜県有財産保護組合	2	都留市 大月市
	奥山外四恩賜県有財産保護組合	2	
	野脇恩賜県有財産保護組合	2	
	深桂恩賜県有財産保護組合	2	
	大月都留広域事務組合	2	
	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合	2	鳴沢村 富士河口湖町
	河口湖南中学校組合	2	
	青木が原衛生センター	2	韮崎市 北杜市 甲斐市
	峡北地域広域水道企業団	3	
	峡北広域行政事務組合	3	
	奥野山恩賜県有財産保護組合	3	韮崎市 甲斐市
	大明神山恩賜県有財産保護組合	2	
	大坂山外三山恩賜県有財産保護組合	2	
	御座石恩賜県有財産保護組合	2	
	老別当恩賜県有財産保護組合	2	
	第一御座石前山恩賜県有財産保護組合	2	
	下広河原恩賜県有財産保護組合	2	
	下来澤恩賜県有財産保護組合	2	
	御座石山恩賜県有財産保護組合	2	
	牛ヶ馬場恩賜県有財産保護組合	2	
	大内窪外壺字恩賜県有財産保護組合	2	山梨市 北杜市
	京戸入会恩賜県有財産保護組合	2	
	釈迦堂遺跡博物館組合	2	笛吹市 甲州市
	土山恩賜県有財産保護組合	2	
	奥仙重外二字山恩賜県有財産保護組合	2	南アルプス市 増穂町
	牛奥山恩賜県有財産保護組合	2	
	滑沢山恩賜県有財産保護組合	2	山梨市 甲州市
	深沢山恩賜県有財産保護組合	2	
	神峰山恩賜県有財産保護組合	2	山梨市 笛吹市
	八幡山恩賜県有財産保護組合	2	
	大蔵沢恩賜県有財産保護組合	3	山梨市 笛吹市 甲州市
	笹子山恩賜県有財産保護組合	3	
	東山梨行政事務組合	3	
	東山梨環境衛生組合	3	
	峡東地域広域水道企業団	3	
山梨県	釜無山外三字恩賜県有財産保護組合	2	山梨県北杜市 長野県富士見町
長野県	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合	2	
長野県	上田市長和町中学校組合	2	上田市、長和町
	依田窪医療福祉事務組合	2	

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
	東筑摩郡筑北保健衛生施設組合	2	麻績村、筑北村
	麻績村筑北村学校組合	2	
	辰野町塩尻市小学校組合	2	塩尻市、辰野町
	両小野国保病院組合	2	
	塩尻市辰野町中学校組合	2	千曲市、坂城町
	葛尾組合	2	
	六ヶ郷用水組合	2	松本市、安曇野市
	千曲坂城消防組合	2	
	安曇野・松本行政事務組合	2	松本市、安曇野市
	安曇野市外一市山林組合	2	
岐阜県	椋原谷林野組合	2	揖斐川町、池田町
	足打谷林野組合	2	
	可茂衛生施設利用組合	10	美濃加茂市・可児市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町
	可茂消防事務組合	10	
	可茂公設地方卸売市場組合	10	
静岡県	東遠地区聖苑組合	2	掛川市、菊川市
	掛川市・菊川市衛生施設組合	2	
	庵原郡環境衛生組合	3	静岡市、富士川町、由比町
	庵原地区消防組合	3	
	箱根山御山組合	3	函南町、三島市、清水町
	箱根山禁伐林組合	3	
	箱根山殖産林組合	3	富士宮市、芝川町
	富士宮市芝川町厚生施設組合	2	
	富士宮市芝川町用水組合	2	
	田貫湖貯水・大倉川防災ダム管理組合	2	
	富士宮市芝川町消防組合	2	
愛知県	名古屋港管理組合	2	愛知県、名古屋市
	名古屋競輪組合	2	
	北名古屋水道企業団	2	北名古屋市、豊山町
	北名古屋衛生組合	2	
	公立陶生病院組合	3	瀬戸市、尾張旭市、長久手町
	尾張東部衛生組合	3	
	尾三消防組合	3	日進市、東郷町、三好町
	尾三衛生組合	3	
三重県	多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合	2	大台町、大紀町
	奥伊勢広域行政組合	2	
	紀南社会福祉施設組合	3	熊野市、御浜町、紀宝町
	紀南病院組合	3	
	南牟婁清掃施設組合	3	
	紀南特別養護老人ホーム組合	3	松阪市、多気町、明和町
	松阪地区広域衛生組合	3	
	松阪地区広域消防組合	3	
	宮川福祉施設組合	4	
	松阪飯多農業共済事務組合	4	
	三重県自治会館組合	29	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
	三重地方税管理回収機構	29	
	滋賀県	滋賀県市町村交通災害共済組合	26
滋賀県自治会館管理組合		26	
滋賀県市町村職員研修センター		26	甲賀市、湖南市
公立甲賀病院組合		2	
甲賀広域行政組合		2	

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
	御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	6	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
	御坊広域行政事務組合	6	
	富田川治水組合	3	田辺市、白浜町、上富田町
	富田川衛生施設組合	3	
	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	6	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町、北山村
	新宮周辺広域市町村圏事務組合	6	
	紀南地方老人福祉施設組合	5	田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町
	紀南地方児童福祉施設組合	5	
	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	4	
	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	4	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
	橋本周辺広域市町村圏組合	4	
	橋本伊都衛生施設組合	3	橋本市、かつらぎ町、九度山町
	伊都消防組合	3	
	有田衛生施設事務組合	2	湯浅町、広川町
	湯浅広川消防組合	2	
島根県	公立雲南総合病院組合	3	
	雲南環境衛生組合	3	雲南市、奥出雲町、飯南町
	雲南消防組合	3	
	邑智郡公立病院組合	3	川本町、美郷町、邑南町
	邑智郡総合事務組合	3	
	鹿足郡環境衛生組合	2	
	鹿足郡養護老人ホーム組合	2	津和野町、吉賀町
	鹿足郡不燃物処理組合	2	
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合	2	浜田市、江津市
	浜田地区広域行政組合	2	
岡山県	岡山県井原地区清掃施設組合	2	井原市・矢掛町
	井原地区消防組合	2	
	岡山市久米南町国民健康保険病院組合	2	岡山市、久米南町
	岡山市久米南町衛生施設組合	2	
	岡山県西南水道企業団	3	
	岡山県西部環境整備施設組合	3	笠岡市、浅口市、里庄町
	笠岡地区消防組合	3	
	岡山県西部地区養護老人ホーム組合	3	
	岡山県西部衛生施設組合	5	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	井笠地区農業共済事務組合	5	
	八ヶ郷合同用水組合	2	
	高梁川東西用水組合	2	倉敷市、早島町
	備南水道企業団	2	
	竹川組合	2	倉敷市・浅口市
	倉敷西部清掃施設組合	2	
	六ヶ郷組合	2	
	四ヶ郷組合	2	倉敷市・岡山市
	西一郷半組合	2	
	三ヶ村組合	2	
	津山圏域消防組合	6	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町 久米南町 美咲町
	津山広域事務組合	6	
	津山圏域衛生処理組合	3	津山市、鏡野町、美咲町
	津山圏域西部衛生施設組合	3	
	和気赤磐し尿処理施設一部事務組合	3	
	和気北部衛生施設組合	3	備前市・赤磐市・和気町
	和気老人ホーム組合	3	
東備農業共済事務組合	3		
広島県	山県郡町村税等滞納整理組合	2	安芸太田町、北広島町
	山県郡西部衛生組合	2	
	竹原広域行政組合	3	竹原市、東広島市、大崎上島町
	広島中央広域行政組合	3	

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
	世羅中央病院企業団	2	三原市、世羅町
	三原広域市町村圏事務組合	2	
	世羅三原斎場組合	2	
	広島中部台地土地改良施設管理組合	2	
山口県	玖珂地方老人福祉施設組合	2	岩国市、和木町
	岩国地区消防組合	2	
	周南地区衛生施設組合	3	下松市、光市、周南市
	周南地区食肉センター組合	3	
	田布施・平生水道企業団	2	田布施町、平生町
	熊南総合事務組合	2	
	柳井地区広域消防組合	4	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
	柳井地区広域事務組合	4	
徳島県	西阿老人ホーム組合	2	美馬市、つるぎ町
	美馬西部共立火葬場組合	2	
	吉野川環境整備組合	2	
	美馬環境整備組合	2	
	美馬西部消防組合	2	
	美馬西部学校給食センター組合	2	
	美馬西部青少年育成センター組合	2	
	美馬西部特別養護老人ホーム組合	2	
	美馬地区広域行政組合	2	
	美馬食肉センター組合	2	
	海部老人ホーム町村組合	3	牟岐町、美波町、海陽町
	海部郡衛生処理事務組合	3	
	海部郡特別養護老人ホーム事務組合	3	
	阿北火葬場管理組合	2	吉野川市、阿波市
	阿北特別養護老人ホーム組合	2	
	香川県	三豊総合病院組合	2
三観衛生組合		2	
香川県三豊市観音寺市学校組合		2	
三観広域行政組合		2	さぬき市、三木町
さぬき市・三木町県行造林組合		2	
さぬき市・三木町山林組合		2	
三木・長尾葬斎組合		2	土庄町、小豆島町
伝法川防災溜池事業組合		2	
土庄町小豆島町環境衛生組合		2	
小豆地区広域行政事務組合		2	東かがわ市、さぬき市、三木町
東かがわ市外一市一町組合		3	
香川県東部清掃施設組合		3	
まんのう町外三ヶ市町山林組合		4	丸亀市、善通寺市、琴平町、まんのう町
まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合	4		
愛媛県	伊予市松前町共立衛生組合	2	伊予市・松前町
	伊予地区ごみ処理施設管理組合	2	
	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	3	伊予市・松前町・砥部町
	伊予消防等事務組合	3	
	伊予市外二町共有物組合	3	
	大洲・喜多衛生事務組合	4	大洲市・伊予市・内子町・砥部町
	内山衛生事務組合	4	
	大洲市・内子町山林管理組合	2	大洲市・内子町
	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	2	
	大洲地区内子運動公園事務組合	2	
	大洲地区広域消防事務組合	2	
高知県	仁淀消防組合	2	いの町・日高村
	仁淀川中央清掃事務組合	2	
	高知県競馬組合	2	高知県・高知市
	高知県・高知市病院企業団	2	
	仁淀川下流衛生事務組合	4	高知市・土佐市・いの町・日高村
	高知中央西部焼却処理事務組合	4	

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名
	香南香美衛生組合	2	香南市・香美市
	香南香美老人ホーム組合	2	
	幡多中央環境施設組合	2	四万十市・黒潮町
	幡多中央消防組合	2	
	高幡消防組合	5	須崎市・四万十町・津野町・中土佐町・禰原町
	高幡身体障害者療護施設組合	5	
	高幡広域市町村圏事務組合	5	
	香美郡植林組合	3	南国市・香南市・香美市
	香南斎場組合	3	
	香南清掃組合	3	
	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	9	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村
	安芸広域市町村圏事務組合	9	
	福岡県	築上郡税務事務組合	3
築上郡自治会館等資産管理組合		3	
浮羽老人ホーム組合		2	久留米市、うきは市
うきは久留米環境施設組合		2	
京築広域市町村圏事務組合		7	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
京築地区水道企業団		7	
筑紫野太宰府消防組合		2	筑紫野市、太宰府市
山神水道企業団		3	
田川地区清掃施設組合		4	田川市、糸田町、川崎町、福智町
田川地区水道企業団		4	
公立八女総合病院企業団		6	八女市、黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村
老人ホーム八媛苑組合		6	
八女地区消防組合		6	
豊前市外二町清掃施設組合		3	豊前市、吉富町、上毛町
上毛町外一市一町矢方池土木組合		3	
豊前市外二町財産組合		3	
福岡県市町村災害共済基金組合		69	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、二丈町、志摩町、大刀洗町、大木町、黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡県自治振興組合		69	
柳川市みやま土木組合		2	柳川市、みやま市
東山老人ホーム組合		2	
有明広域葬斎施設組合		2	
佐賀県	有田磁石場組合	2	伊万里市・有田町
	伊万里・有田地区医療福祉組合	2	
	伊万里・有田地区衛生組合	2	神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市
	神埼地区消防事務組合	3	
	脊振共同塵芥処理組合	3	
	天山地区共同衛生処理場組合	3	小城市、佐賀市、多久市
	天山地区共同斎場組合	3	
	佐賀東部水道企業団	6	佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、基山町
三神地区環境事務組合	6		
長崎県	南高北部環境衛生組合	2	雲仙市・島原市
	南高北東部環境衛生組合	2	

都道府県	名称	構成団体数	構成団体名	
	北松南部清掃一部事務組合	3	江迎町・鹿町町・佐々町	
	佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合	3		
熊本県	球磨郡公立多良木病院組合	4	多良木町・あさぎり町・湯前町・水上村	
	上球磨消防組合	4		
	氷川町及び八代市中学校組合	2		
	八代広域行政事務組合	2		八代市、氷川町
	八代生活環境事務組合	2		
大分県	杵築速見環境浄化組合	2	杵築市、日出町	
	杵築速見消防組合	2		
宮崎県	霧島美化センター事務組合	3	小林市、高原町、野尻町	
	小林野尻高原衛生事業事務組合	3		
鹿児島県	始良郡西部衛生処理組合	3	始良町、加治木町、蒲生町	
	始良郡西部消防組合	3		
	大島地区消防組合	6	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町	
	大島農業共済事務組合	6		
	奄美大島地区介護保険一部事務組合	6		
	指宿地区消防組合	2	指宿市、南九州市	
	指宿広域市町村圏組合	2		
	始良伊佐環境保全センター管理組合	4	大口市、霧島市、菱刈町、湧水町	
	伊佐北始良環境管理組合	4		
	伊佐北始良火葬場管理組合	4		
	大口市外四町消防組合	3	大口市、菱刈町、湧水町	
	大口地方卸売市場管理組合	3		
	肝属地区介護保険組合	6	鹿屋市、垂水市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町	
	肝属地区一般廃棄物処理組合	6		
	大隅中部火葬場組合	5	鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町	
	大隅肝属地区消防組合	5		
	大隅曾於地区消防組合	3	曾於市、志布志市、大崎町	
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合	3		
	曾於地区介護保険組合	3	徳之島町、伊仙町、天城町	
	徳之島地区消防組合	3		
	徳之島地区介護保険組合	3		
	中南衛生管理組合	2	中種子町、南種子町	
	公立種子島病院組合	2		
	南薩地区消防組合	3	枕崎市、南さつま市、南九州市	
	南薩介護保険事務組合	3		
	沖永良部バス企業団	2		
		沖永良部衛生管理組合	2	和泊町、知名町
沖縄県	中城村北中城村清掃事務組合	2	中城村、北中城村	
	中城北中城消防組合	2		
	本部町今帰仁村清掃施設組合	2		
	本部町今帰仁村消防組合	2		

「一部事務組合」から「事務の委託」への移行の例

■ 佐賀県玄海町から唐津市への事務委託のケース

参考資料15

玄海町が加わっていた一部事務組合(平成16年7月1日時点)

名称	構成団体	事務
上場地域農業開発事業組合	唐津市、北波多村、肥前町、 玄海町 、鎮西町、呼子町	農業用水
唐津・東松浦広域市町村圏組合	唐津市、浜玉村、七山村、 玄海町 、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町、呼子町、 玄海町	ふるさと市町村圏、会館・共有財産等の維持管理、計算事務、消防、救急、し尿処理、ごみ処理、介護保険
肥前町・玄海町共同斎場組合	肥前町、 玄海町	火葬場

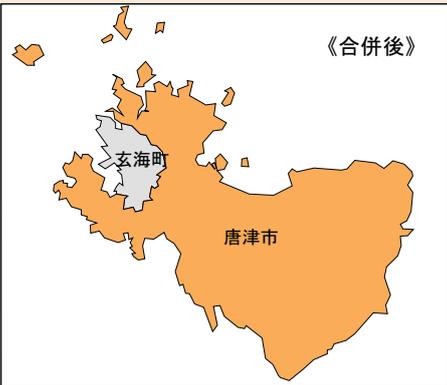
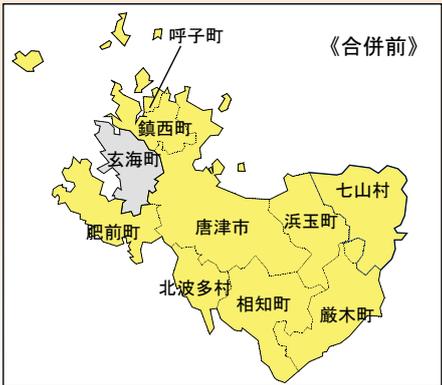


平成17年1月1日に、一部事務組合を解消し、玄海町から唐津市への「事務の委託」へ移行

※左表の8事務を委託。ただし、ふるさと市町村圏及び会館・共有財産等の維持管理事務を除く。

【参考】唐津市合併の状況

- ◎平成17年1月1日 唐津市【新設合併】(唐津市・浜玉町・厳木町・相知町・北波多村・肥前町・鎮西町・呼子町)
- ◎平成18年1月1日 唐津市【編入合併】(唐津市・七山村)



参考資料16

複数の「一部事務組合」を整理統合した事例

■ 複数の一部事務組合を整理統合したケース

構成団体	統合前
福岡県 宗像市、福津市	宗像自治振興組合
	宗像清掃施設組合
	宗像地区消防組合



構成団体	統合後	事務
宗像市、福津市	宗像地区事務組合	関係市の振興に関する調査研究、資料収集及び情報提供 水道用水供給事業、 し尿処理場の管理運営及び清掃事業の相互連絡調整、 消防に関する事務、急患センターに関する事務

構成団体	統合前
岩手県 一関市、平泉町	一関地方衛生組合
	東磐環境組合
	東磐広域行政組合



構成団体	統合後	事務
一関市、平泉町、 藤沢町	一関地区広域行政組合	介護保険、ごみ処理 し尿処理、火葬場

「事務の委託」の課題への対応について

- 「事務の委託」に関しては、「簡便な仕組みである」、「責任の所在が明確である」等の特徴から、広く活用されているところである。
- 「事務の委託については、事務権限が委託団体から受託団体へ移動する仕組みとなっているため、事務を委託しようとする団体が制度の活用を躊躇する」といった指摘がある。



- 規約において、連絡調整を行う場を設ける旨を定めているケースも多く存在する。定期的に連絡調整を行うことを規約に定めることにより、委託側にとって事務処理状況の把握や意見提出が容易になされることが期待できるのではないか。

《規約において、委託側と受託側の連絡調整を行う場を設けている事例》

例① ●×休日救急医療センター事務の委託に関する規約（抄）

（連絡調整）

第●条 A市長は（受託側）は、委託事務の管理及び執行（予算、決算含む。）について、連絡調整を図るため、B町長（委託側）と年2回以上連絡会議を開くものとする。ただし、B町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

例② C市D村消防に関する事務の事務委託に関する規約（抄）

（連絡調整）

第●条 C市長は（受託側）は、委託事務の管理執行について連絡調整を図るため、D村長（委託側）と年4回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要のある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。